

令和3年度 天皇陛下御即位記念分収造林の公示

分収造林公募対象地を下記のとおり公示する。

記

1 分収造林公募対象地

| | |
|--------|---|
| 森林管理署等 | 茨城森林管理署 |
| 公募番号 | No.10 (75ち林小班) No.11 (75り林小班) No.12 (75ぬ林小班) |
| 所在地 | 茨城県常陸太田市西染町 字釜ヶ入国有林75ち、り、ぬ林小班 |
| 面積 | 1.9000ha (75ち林小班) 1.8100ha (75り林小班) 0.9800ha (75ぬ林小班) |
| 植栽予定樹種 | スギ (75ち林小班) スギ (75り林小班) スギ・ヒノキ (75ぬ林小班) |
| 問い合わせ先 | 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-7 茨城森林管理署 総務グループ TEL:029(243)7211(代表) FAX:029(243)7125 |

2 契約期間

分収造林契約締結の日から80年以内とする。

3 分収造林契約相手方の要件

- (1) 4の「優先順位」に定める者であって、造林、保育及び国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第13条に定める保護義務の履行が確実にであると認められる者(自ら造林、保育及び保護義務の履行を行うことが不可能であって、当該者の負担において地元森林組合、林業事業体等に依頼することにより造林、保育及び保護義務の履行が確実にある場合を含む。)とする。
- (2) 個人については、(1)の要件を満たしている場合に契約相手方となることができるが、極力グループを作ることが可能な者とする。
- (3) 公募地については伐採搬出完了を見込んで公募することから、契約締結時の植栽期間について、契約の日から3か年間とする。(搬出期限は令和5年9月7日まで。)

4 優先順位

分収造林契約への応募が競合した場合における優先順位は、次の各号の順位によって決定する。

なお、順位が同位の場合は抽選により決定する。

- (1) 国有林野の活用に関する法律(昭和46年法律第108号)第3条第1項第2号、第3号及び第7号に掲げる国有林野の活用の場合であって、当該各号に掲げる者。

- (2) 当該林野に密接な関係のある住民の組織する団体（前(1)に掲げる者を除く。）
- (3) 当該林野の所在する地域を地区に含む森林組合及び生産森林組合（前(2)に掲げる者を除く。）
- (4) 当該林野の所在する市町村（前(1)に掲げる者を除く。）
- (5) 都道府県及び市町村（前(1), (4)に掲げる者を除く。）
- (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び大学、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校
- (7) 一般社団法人又は一般財団法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるか、又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）
- (8) 国有林の貸付け等の取扱いについて（昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通達）第7の2の(1)に掲げる分収造林契約の相手方（前(7)に掲げる者を除く。）
- (9) 林業又は木材、パルプ、木製品若しくは漆器製造業を営む者が組織する団体
- (10) 林業知識の普及、緑化意識の高揚又は林業の実習に係る分収造林契約の相手方

5 募集期間及び応募先

(1) 募集期間 令和3年11月18日 ～ 令和3年12月28日

(2) 応募先 茨城森林管理署

※分収造林応募申込書の提出は、募集期間の最終日の17時までには必着とする。

6 分収割合

記念分収造林 造林者80%、国20%

7 標識の設置

記念分収造林を実施する者は、「天皇陛下御即位記念分収造林」と記載した標識を当該分収造林地に設置するものとする。（上記名称に加え、副題を記載することも可能です。）

8 その他

(1) 現地案内

現地案内を希望する場合は、茨城森林管理署へご相談下さい。

(2) 造林、保育及び保護管理等の委託

地元森林組合、林業事業体等へ造林、保育及び保護管理等の委託を希望する場合は、管轄する茨城森林管理署へご相談下さい。

令和3年11月18日

群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号

関東森林管理局長 赤崎 暢彦

お問い合わせ：群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号

関東森林管理局 森林整備課 企画官

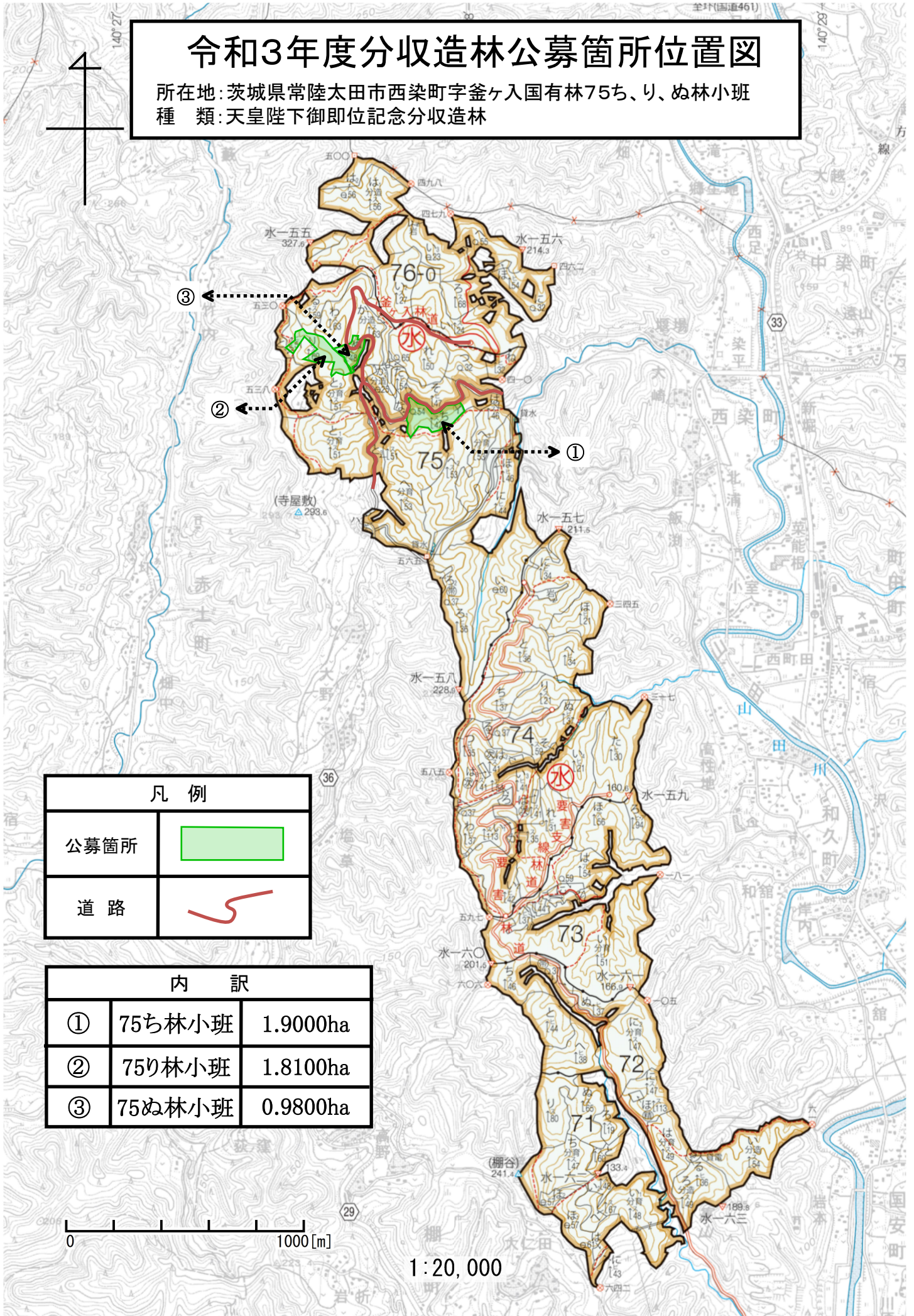
TEL：027(210)1183

公募対象地の概要

| | |
|-------------|--|
| 公 募 番 号 | NO. 10 (75ち林小班) NO. 11 (75り林小班) NO. 12 (75ぬ林小班) |
| 所 在 地 | 茨城県常陸太田市西染町 字釜ヶ入国有林75ち、り、ぬ林小班 |
| 面 積 | 75ち林小班林 1. 9000ha 75り林小班林 1. 8100ha 75ぬ林小班林 0. 9800ha |
| 法 指 定 等 | 水源かん養保安林 |
| 交 通 機 関 等 | 常磐自動車道 那珂ICから 車で約40分 |
| 植栽予定樹種 | スギ(75ち林小班) スギ(75り林小班) スギ・ヒノキ(75ぬ林小班) |
| 問 い 合 わ せ 先 | 〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号 関東森林管理局 森林整備課 企画官 TEL(ダイヤル) : 027 (210) 1183 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-7 茨城森林管理署 総務グループ TEL : 029 (243) 7211 FAX : 029 (243) 7125 |

令和3年度分収造林公募箇所位置図

所在地:茨城県常陸太田市西染町字釜ヶ入国有林75ち、り、ぬ林小班
 種類:天皇陛下御即位記念分収造林



| 凡 例 | |
|------|--|
| 公募箇所 | |
| 道路 | |

| 内 訳 | | |
|-----|--------|----------|
| ① | 75ち林小班 | 1.9000ha |
| ② | 75り林小班 | 1.8100ha |
| ③ | 75ぬ林小班 | 0.9800ha |

0 1000 [m]

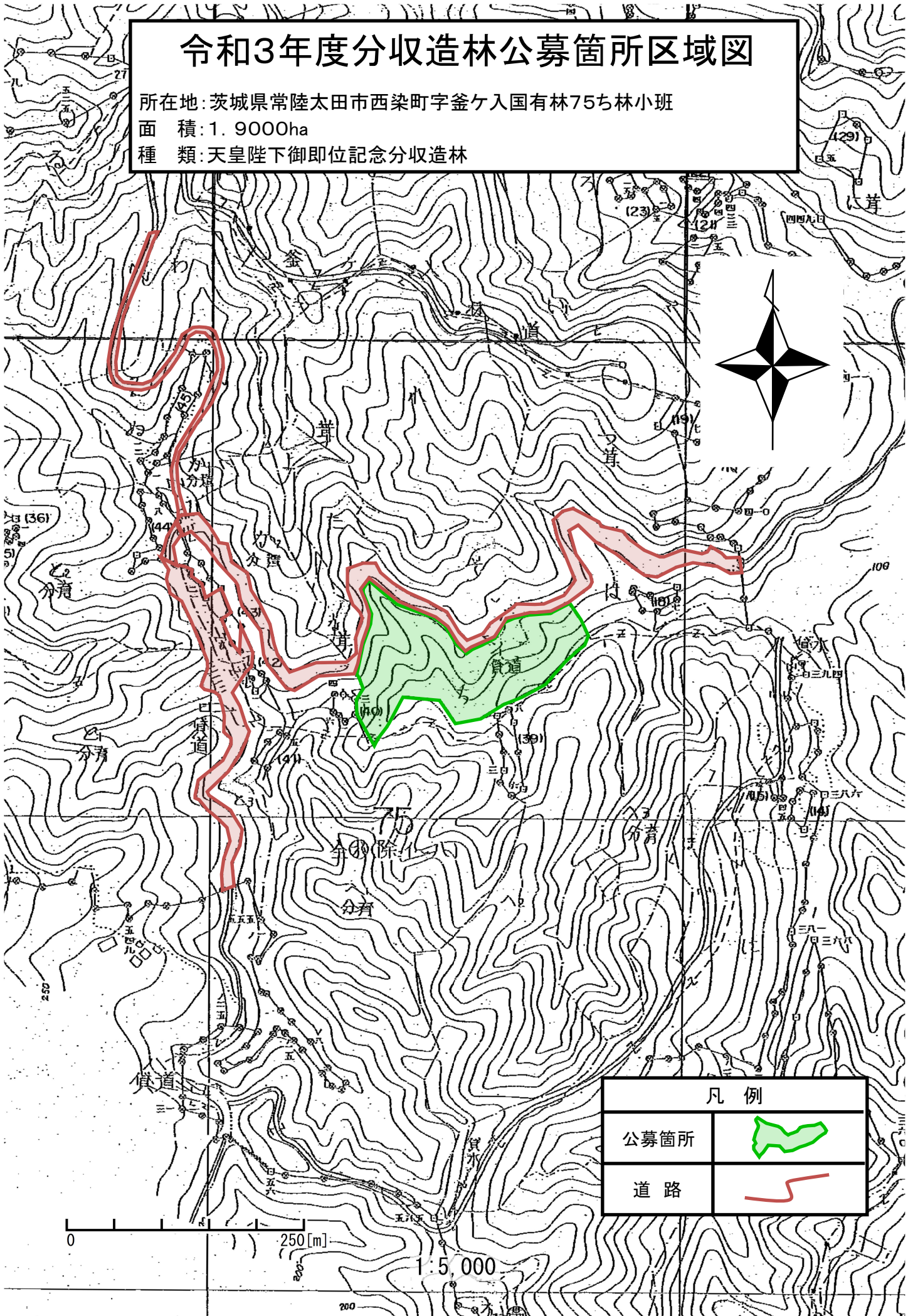
1:20,000

令和3年度分収造林公募箇所区域図

所在地:茨城県常陸太田市西染町字釜ヶ入国有林75㊦林小班

面積:1.9000ha

種類:天皇陛下御即位記念分収造林

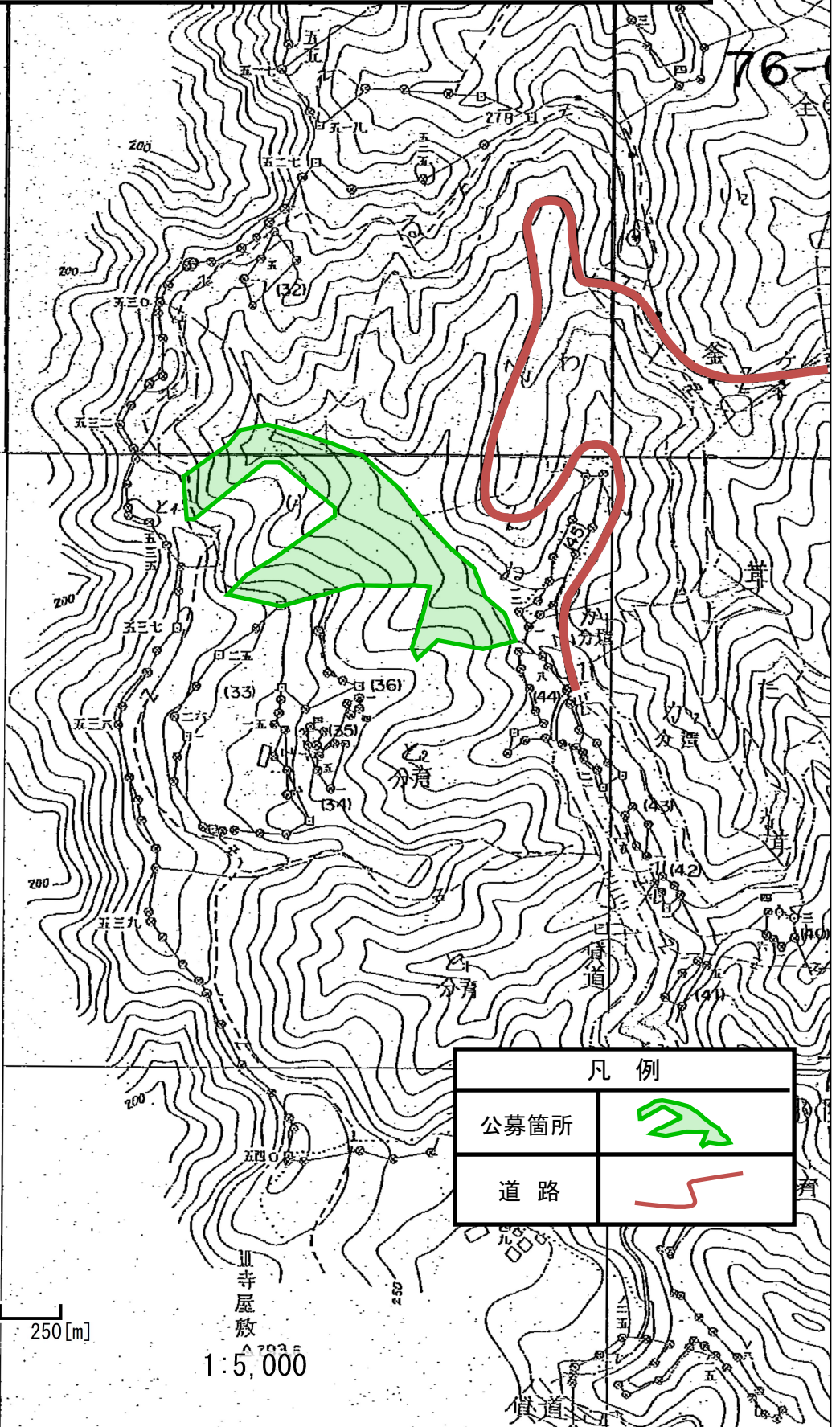


令和3年度分収造林公募箇所区域図

所在地: 茨城県常陸太田市西染町字釜ヶ入国有林75㊦林小班

面積: 1.8100ha

種類: 天皇陛下御即位記念分収造林



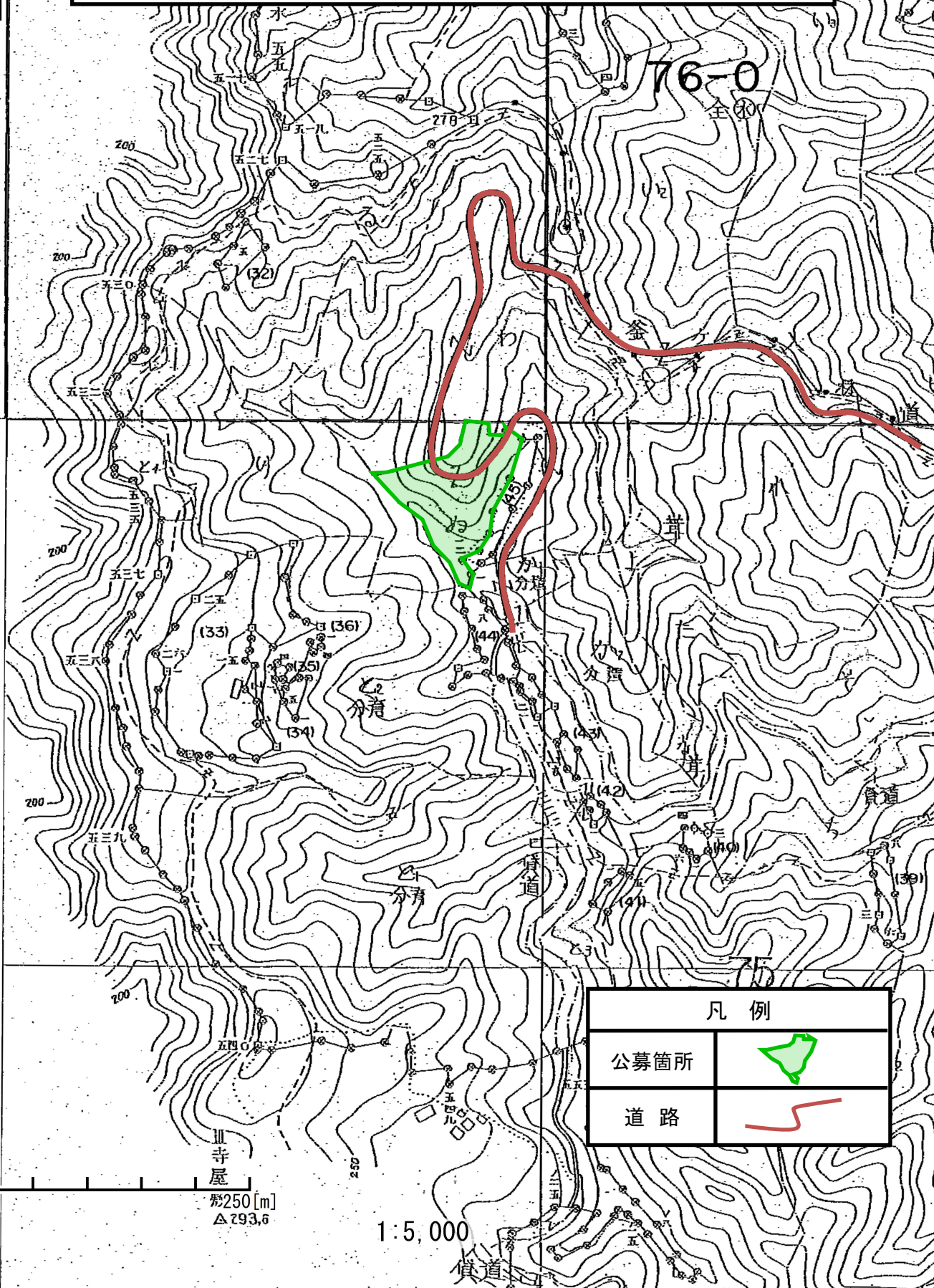
4

令和3年度分収造林公募箇所区域図

所在地:茨城県常陸太田市西染町字釜ヶ入国有林75ぬ林小班

面積:0.9800ha

種類:天皇陛下御即位記念分収造林



| 凡例 | |
|------|---|
| 公募箇所 |  |
| 道路 |  |

0 250 [m] △ 293.6

1:5,000